

○新郷村定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年9月25日規則第10号

改正 平成29年3月10日規則第3号

改正 令和5年3月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、新郷村定住促進住宅設置及び管理に関する条例(平成27年新郷村条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入居者の申込み)

第2条 条例第4条に規定する入居者資格のある者で入居しようとするものは、村長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者資格)

第3条 条例第4条第1項に規定する新たに村に住所を有するとは、申込み日から起算して1年以上他市町村に住所を有したのものとする。

2 条例第4条第1項に規定する婚姻の予約者に関し、申込書と一緒に婚約証明書(様式第10号)を提出するものとし、申込日から6ヶ月以内に婚姻の届出をしその証明(戸籍謄本等)を村長に提出するものとする。

3 条例第4条第2項に規定する要件を満たす者とは、次に掲げる者とする。

(1) 新郷村地域おこし協力隊隊員

(2) お試し移住者

(3) その他村長が特に必要と認める者

4 条例第4条第2項に規定する入居者の入居条件は、条例並びに本規則に準ずるものとする。

(入居者の選考)

第4条 入居者の選考に関する重要事項を審議するため、新郷村定住促進住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関しては、別に定める。

(定住促進住宅申込書等)

第5条 規則第2条に規定する申込みは定住促進住宅入居申込書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票(入居予定者全員分)

- (2) 所得課税証明書(入居予定者全員分)
- (3) 滞納がないことを証明するもの
- (4) その他村長が必要と認める書類

3 村長は、規則第2条の申込みに対しその入居を決定したときは、その旨を定住促進住宅入居決定通知書(様式第2号)により申込者に通知する。

(請書)

第6条 条例第7条第1項第1号に規定する契約は、請書(様式第3号)によるものとする。

2 前項の請書には連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は条例第7条第1項第1号に規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 債務を負担する資力があること

(連帯保証人の変更届)

第8条 入居者が請書を提出した後、連帯保証人の死亡、又は辞任の申し出等により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更許可申請書届(様式第4号)に請書を添付して村長に提出しなければならない。

(同居の承認等)

第9条 入居者は、条例第8条の規定により、当該定住促進住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、定住促進住宅同居承認申請書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所得課税証明書
- (2) 同居しようとする者の戸籍謄本

(入居の承認)

第10条 入居者が条例第9条の規定により次の各号に該当し、かつ、当該同居の親族が引き続き当該定住促進住宅に居住しようとするときは、定住促進住宅入居者名義変更承認申請書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 転出したとき
- (3) その他

(家賃)

第11条 月額35,000円とする。ただし、入居者に18歳以下(18歳を迎える年度末まで)の子供がいる場合、次の各号により子供1人あたり5,000円の増減とする。

(1) 出生及び転入の場合は、異動月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から減額する。

(2) 転出の場合は、届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から増額する。

(住宅を使用しないときの提出)

第12条 条例第17条の規定により住宅を使用しないときの届出をしようとするときは定住促進住宅不在届(様式第7号)を、村長に提出しなければならない。

(模様替え及び増築の承認)

第13条 条例第20条第1項ただし書きの規定により模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、定住促進住宅模様替え(増築、工作物の設置)工事承認申請書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(退去届)

第14条 条例第21条第1項に規定する届け出は、定住促進住宅退去届(様式第11号)により行うものとする。

(明渡しの請求)

第15条 条例第22条第1項に規定する明渡しを請求するときは、定住促進住宅明渡請求書(様式第9号)を入居者に通知するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。